家政婦兼訪問介護ヘルパーの家事使用人該当性と労災保険法の適用

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 9 月 29 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（行ウ）第 89 号
【事　件　名】 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件（国・渋谷労基署長〈介護ヘルパー〉事件）
【裁 判 結 果】 請求棄却
【参 照 法 令】 労働基準法 116 条 2 項、労働者災害補償保険法 6 条・7 条 1 項（令和 2 年法律第 14 号による改正前のもの）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 3 条・5 条、労働基準法施行規則 35 条別表第 1 の 2・8 号
【掲　載　誌】 労働判例ジャーナル 129 号 2 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25593564

高知県立大学准教授 **根岸　忠**

事実の概要

1　亡 A（死亡当時 60 代後半）は、介護福祉士資格を有し、平成 25 年 8 月家政婦紹介業及び訪問介護事業を営む訴外 B 社にて家政婦登録を行い、また、同社と非常勤の訪問介護ヘルパーとして雇用契約を締結した。なお、B 社は、訪問介護ヘルパーの賃金基準額を 1 時間 2,000 円、1 泊 16,000 円としていた。

B 社は、家政婦業務を紹介するにあたっての賃金基準額は、上記訪問介護ヘルパーと同じ額を提示していたが、登録家政婦は、求人者と面接等によって具体的な労働条件を決めた上で雇用契約を締結していた。

2　1 週間の休暇を取得する家政婦兼訪問介護ヘルパーに代わって、重度の認知症を有し、寝たきりの状態にある訴外 C に対し、平成 27 年 5 月 20 日から 27 日朝まで C 宅にて住み込みで家事業務及び介護業務への従事を打診されたことから、亡 A はこれに応じた。前者（家事業務）は C の息子である訴外 D と雇用契約を締結し、後者（介護業務）は B 社の訪問介護ヘルパーとして従事した。

亡 A は、午前 0 時から 5 時までの休憩時間を除く 19 時間のうち、計 4 時間 30 分（具体的には午前 8 時から 9 時 40 分、午後 0 時から 13 時 10 分、15 時 30 分から 16 時 40 分、20 時から 20 時 30 分）に介護業務、それ以外の時間に 2 時間おきのおむつ交換（昼間 8 回、夜 2 回）、D の食事の支度、買い物、家の掃除等の家事業務に従事した。C には強い介護忌避があり、大声で悪口を述べることもあった。D は、介護の方法や実施時間等について、訪問介護計画とは別に指示を出していたことから、亡 A は同計画どおりに介護を行うことができないことが多かった。

3　亡 A は、同月 27 日朝にこれら業務が終わった後、同日 15 時半ごろに訪れた入浴施設内のサウナ内で倒れ、急性心筋梗塞又は心停止（以下「本件疾病」という）によって死亡した。亡 A には特段の既往症、飲酒習慣や喫煙歴はなく、また、一般定期健康診断での異常は見られなかった。

4　亡 A の死亡は業務に起因するものであるとして、亡 A の夫である原告 X は S 労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）に基づく遺族補償給付及び葬祭料の各給付を請求した。しかし、処分行政庁である S 労働基準監督署長は、平成 30 年 1 月 16 日、亡 A は、労働基準法（以下「労基法」という）116 条 2 項に定める家事使用人に該当することから、同法の適用が除外され、また、労災保険法も適用されないとして、X の各請求につき不支給処分をした。X は、T 労働者災害補償保険審査官に審査請求を行ったところ、同年 9 月 4 日、棄却する旨決定し、さらに、同審査官の決定を不服と

して再審査請求を行ったが、令和元年９月11日、労働保険審査会は同請求を棄却する旨の裁決をした。Ｘは、原処分である不支給決定の取消を求めて、被告Ｙ（国）を相手取って訴訟を起こした。

判決の要旨

請求棄却。

1 (1) 亡Ａが従事していた業務のうち、介護業務についてはＢ社の業務として提供されていたものといえるが、「家事業務については亡ＡとＤとの間の雇用契約に基づいて提供されていたものといえるから」、Ｂ社の業務と認めることはできない。

Ｘによる、家政婦兼訪問介護ヘルパーが要介護者宅に住み込みで勤務する場合、家政婦としての業務と訪問介護ヘルパーとしての業務は区別されておらず、これら業務は一体として提供されていたから、いずれもＢ社の業務に当たるとの主張に対しては、Ｂ社がＤに代わって作成した求人票兼労働条件通知書の基本給欄には、家事業務の賃金にくわえ、介護業務の利用料金も合算された金額が記載されていたこと、雇用主（求人者）からＢ社に対し、紹介手数料及び家政婦業務の賃金分が振り込まれ、Ｂ社が紹介手数料を控除した残額を登録家政婦に支払ったことがあった。

しかし、家政婦としての業務は、求人者と登録家政婦との間で雇用契約の締結が予定されており、介護業務と家事業務とで使用者が異なることは明確であったと認められる。くわえて、登録家政婦には、Ｂ社の職業紹介に応じるか否かについて諾否の自由があり、Ｂ社が賃金の基準額を求人者に提示していた事情があったとしても、労働条件は求人者との交渉によって決める機会はあったことが認められるのであって、「要介護者宅の要望や注意事項の伝達、要介護者と登録家政婦とのトラブルの仲介等の域を超えて」、Ｂ社が、家政婦業務に関し、「登録家政婦に対して指揮命令をしていたと認めるに足りる的確な証拠はない」。以上から、亡ＡとＢ社との間に介護業務にくわえて家事業務も含んだ雇用契約が締結されたとのＸの主張は採用することができない。

(2) Ｃ宅におけるＡの業務のうち、家事業務は、Ｄとの間で「締結された雇用契約に基づく業務であり、当該業務の種類、性質も家事一般を内容とするものであるから、当該業務との関係では、亡Ａは労基法116条２項所定の『家事使用人』に該当するものといわざるを得ない」。

その一方、介護業務はＢ社の業務と認められるが、「当該業務との関係では、亡Ａが労基法116条２項所定の『家事使用人』に該当するとはいえない」ことから、処分行政庁であるＳ労働基準監督署長が、「亡Ａが労基法116条２項の『家事使用人』に該当することのみを理由に」不支給処分を行った点については、「同規定の適用を誤った違法があるものといわざるを得ない」。

2 (1) 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（ただし、負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の有無については認定基準が措定されているところ、……認定基準は、……裁判所において被災労働者の脳血管疾患及び虚血性心疾患等の発症の有無及びその原因となった労働災害との間の相当因果関係（業務起因性）の有無を判断するに当たっても、一定程度参考とするのが相当である」。

(2) 亡Ａは、Ｃ宅での介護業務はＢ社の従業員として稼働していたといえるが、家事業務はＤとの間の雇用契約に基づき行っていたのであるから、Ｂ社の業務であったとは認められない。そもそも「労働者災害補償保険に係る保険関係は、事業主の行う事業ないし事業場を単位として成立するものとされており……労災保険法上の保険給付の業務起因性の有無を判定するに際し、複数の事業場の業務を競合させ又は一括して考慮することを予定されて」いない。ゆえに、「労災保険給付の支給要件である業務起因性の有無も当該使用者に係る事業ないし事業場を単位として判定することが予定されていたと解され」、家事業務はＢ社の業務ではないことから、「当該業務と本件疾病の発病との間の業務起因性については検討の対象にはならない」。したがって、Ｂ社の従業員として行った介護業務と本件疾病の発病との業務起因性を検討することとするが、亡ＡがＣ宅での業務以前に恒常的に長時間の勤務を行っていたとは認められず、また、当該業務に係る「総勤務時間は、168時間（24時間×７日）の拘束時間のうちの31時間30分（４時間30分×７日）にとどまることになり、その業務時間や業務量が特に過剰であったとか、著しい疲労の蓄積をもたらすものであったとは認め難く、認定基準に即してみても、

亡Aが短期間の過重業務や長期間の過重業務に就労していたとは認められない」。以上から、亡AがB社の「業務に内在又は通常随伴する危険の現実化として本件疾病を発症して死亡したと認めることは困難」である。

くわえて、Dから介護の方法等について細かく指示され、Cも介護忌避が強かったといえるが、こうした事情を考慮したとしても、亡Aは訪問介護計画書に基づく業務を行っているのであって、さらに、介護福祉士資格を有し、訪問介護について一定の知識経験を有していたことから、「平均的な労働者を基準としてみたときに、上記の事情に起因する心理的負荷が、客観的にみて、また、医学経験則に照らして過重な精神的負荷であったとまでは認め難い」。

判例の解説

一　本判決の背景及び意義

1　本判決の背景

労基法116条2項にいう家事使用人とは、家事一般に使用される労働者であるが[1)]、労働の態様がその他の事業とは異なっていたこと（同法制定当初は適用事業の範囲に関する8条に定められていた）[2)]や、国家が家庭という私的領域に労基法適用という形で介入するのは不適当であり、また、労働時間の算定が難しいことから、同法の適用が除外されたとされる[3)]。これまで家政婦に代表される家事使用人の数は多くなかったため、同法適用除外の妥当性が正面から労働法学において議論されてはこなかったといえよう[4)]。

行政解釈によれば、家事使用人に該当するかについては、作業の種類等を勘案して具体的に当該労働者の実態により決定すべきであり（「法第116条第2項の『家事使用人』」〈昭63・3・14基発150号、平11・3・31基発168号〉）、また、いずれの業務に主として従事するかにより、家事使用人に当たるか否か決するとされている（「看護婦見習」についての昭24・4・13基収886号）。

これまで家事使用人に該当するかが争われた裁判例としては、東京地判平24・2・8（LEX/DB25480489）、福生ふれあいの友事件（東京地立川支判平25・2・13労判1074号62頁）、医療法人衣明会事件（東京地判平25・9・11労判1085号60頁）がある。これら裁判例では、上記行政解釈を前提として、労働者の実態によって家事使用人該当性が判断されているといえよう。

2　本判決の意義

本判決は、登録家政婦及び非常勤の訪問介護ヘルパーとして家事業務及び訪問介護業務に従事し、いわゆる過労死した者が労災保険法上の受給対象となるかが争われている。本判決も、業務の実態を考慮に入れて判断している点は、これまで家事使用人該当性が争われた裁判例と同様の立場に立っている。

その上で、本判決は、第1に家政婦紹介所兼訪問介護事業所から紹介を受け、登録家政婦として家事業務を行い、当該事業所と雇用契約を結び訪問介護ヘルパーとして介護業務を行った場合、前者は家事使用人に該当するが、後者は該当しない、第2に労基法上の家事使用人に該当し、同法の適用が除外される結果、労災保険法も適用されない、第3に業務起因性の有無に関して、事業又は事業場単位で判定されるべきものであって、本件ではB社の従業員として行っていた業務のみが考慮される、と述べた点に意義が認められよう。

二　労基法上の家事使用人該当性

本判決は、亡Aの業務を家事業務と介護業務に分けた上で、前者はCの息子であるDと雇用契約を結び、その業務は家事一般であるから、当該業務に従事する限りにおいて、亡Aは労基法上の家事使用人であると述べている。なるほど、たしかに契約の相手方や亡Aが従事した家事業務を機械的にとらえるならば、こうした結論が導かれるかもしれない。しかし、以下に述べるように、家事業務に対するB社の関与の実態及び亡Aの同業務の中身を見るならば、はたしてそう結論づけてよいのか疑いが残る。

まず、①求人票兼労働条件通知書の基本給欄には、両業務で合算された金額が記載され、②B社が紹介手数料を控除した残額を登録家政婦に支払ったことがある旨認定されているが、これらの事実は、両業務で使用者が異なることは明確であり、さらに、登録家政婦には諾否の自由があったとして、B社が亡Aに指揮命令を行っていたとの主張は否定されている。

しかし、そもそもB社が提示する介護業務の基準額と家事業務の基準額はいずれも同じ額（1時

間 2,000 円、1 泊 16,000 円）であるが、これらはあくまで「基準額」であるから、家事業務につき、求人者と登録家政婦の交渉により最終的には異なる金額で合意することはあろう。だが、③両業務の基準額をあらかじめ提示した上で、④家事業務の当該額を介護業務のそれと同額とし、⑤要介護者宅の要望や注意事項の伝達、要介護者と登録家政婦とのトラブルの仲介等を行っていること、さらに、前記①及び②も考慮に入れると、亡Ａの行う家事業務についても、Ｂ社が指揮命令を行っていたと考えることができよう（前掲医療法人衣明会事件では、使用者が時間管理を行い、労働者がシフト制により業務に従事していたことから、家事使用人には当たらないとした）。

くわえて、亡Ａの業務全体を見ると、休憩時間を除く 19 時間のうち、介護業務に費やす時間は 4 時間半にすぎず、残りの大半は家事業務を行っているとされている。たしかに、業務のほとんどは家事業務であり、亡Ａは主として同業務に従事しているのであるから、家事使用人に該当することになろう（前掲昭 24・4・13 基収 886 号参照）。だが、その業務内容を詳しく見るならば、ただちにはこうした結論にはならないと解される。というのは、Ｄへの食事の支度や家の掃除は家事業務といえようが、（買い物すべてではなく）少なくともＣの買い物やおむつ交換は介護業務といえるのであって、実際には介護業務に該当する業務が便宜的に家事業務とされていると評価することができるからである。このように、Ｂ社は亡Ａに指揮命令を行っていること、また、亡Ａによる家事業務には実際には介護業務も含まれていることも合わせ考えるならば、はたして亡Ａが家事使用人に該当するかはきわめて疑問である。

三　労災保険法の適用と業務起因性

複数就業者への適用を認めた 2020 年労災保険法改正前である本件では、保険関係は事業又は事業場を単位として成立することから、業務起因性の有無もその単位で判定する旨本判決は述べているが、これは、従来の裁判例（国・淀川労基署長〈脳内出血発症〉事件〈大阪地判平 29・3・13 労働判例ジャーナル 64 号 38 頁〉）の判断を踏まえたものと解される。たしかに、複数の使用者の下で労務を提供しているという点だけ見るならば、国・淀川労基署長事件も本件も同じであるが、本件においては、亡Ａは、業務によって契約の相手方が異なっても、Ｃ宅という同じ場所で労務を提供している。このように、同事件や 2020 年労災保険法改正で新設された複数事業労働者では、異なる使用者の下（であろうから当然に）異なる場所で労務を提供する者が想定されているのであって、本件における亡Ａとは異なるのであるから、必ずしも同事件の判断を踏襲すべき必然性はない。

また、本判決は、「複数の事業場の業務を競合させ又は一括して考慮することを予定されて」いないことから、業務起因性の判定にあたり、Ｂ社の従業員として行った介護業務のみを対象としている。しかし、亡ＡはＣ宅という同じ場所でいずれの業務にも従事し、くわえて、二で述べたように、現実には家事業務には本来ならば介護業務として行われるべきもの（おむつ交換等）も含まれている。こうしたことを考慮すると、同一の場所で同じ人物が労務を提供する以上、両業務を判然と分けて行うことができると考えるのはあまりに形式的にすぎるだろう。すでに指摘されているように、労災保険法の趣旨から、業務起因性の判定にあたり、使用者単位ではなく、労働者単位で行うとするのが妥当な場合もあろう[5)]。本件のように、契約の相手方が異なっていたとしても、業務に従事する場所が同一である等の場合には、労働者単位で判定し、適切な解決を図るのが妥当なように思われる。

●――注

1）厚生労働省労働基準局編『労働基準法（下）令和 3 年版』（労務行政、2022 年）1160 頁。

2）寺本廣作『改正労働基準法の解説』（時事通信社、1952 年）232 頁。

3）坂井博美「労働基準法制定過程にみる戦後初期の『家事使用人』観――労働・家庭・ジェンダー」ジェンダー研究 16 号（2014 年）45 頁。

4）有泉亨『労働基準法』（有斐閣、1963 年）43～44 頁、下井隆史ほか『コンメンタール労働基準法』（有斐閣、1979 年）27～28 頁［山口浩一郎執筆部分］等。

5）水町勇一郎「家政婦兼訪問介護ヘルパーへの労災保険法の適用」ジュリ 1578 号（2022 年）5 頁。